

平成17年度に市が実施した広聴活動には、市政懇談会、市民目安箱、インターネット・専用ファクスを用いたもののほか、市民アンケート、陳情・要望（市議会で扱う請願・陳情以外）、「施設めぐり」や庁舎見学の際に行われるものなどがあります。これらを有効に活用し、市民の皆さんの意見、提案などを市政に反映しています。

集計の状況

市政懇談会

各種団体を対象に29回開かれ、延べ297人が参加しました。その結果、251件の意見を頂きました。

提案を分野別に見ると「環境・衛生」に関するものが43件、次いで「福祉」40件、「教育・文化」38件、「道路・交通」32件となっています。

市民目安箱（郵便・ファクス・「市政への提案」メールを含む）

出張所や公民館、図書館など、市内26か所に設置されている市民目安箱に投かんされた意見・提案や、郵便・専用ファクス・インターネットで送られた意見・提案は、舟橋市長がすべて拝見しています。同年度の投かん件数は803件でした。

分野別では、上位から順に「道路・交通」が173件、「施設運営」が99件、「環境・衛生」が88件となっています。

提案内容を紹介

市政懇談会・市民目安箱で頂いた提案の一部を紹介します。

懇…市政懇談会

目…市民目安箱

●教育・文化

- 懇・校舎や体育館の耐震化を
- 懇・「食と農」の大切さを学ぶ取り組みを

- 目・小中学校に2学期制の導入を
- 目・川越駅付近に音楽ホールの整備を

●健康・医療

- 懇・レディース検診の定員増を
- 目・市民病院の整備を
- 目・子ども医療費支給対象年齢の引き上げを

●福祉

- 懇・ユニバーサルプランに対する助成を
- 懇・特別養護施設の増設を
- 目・各地域に児童館の設置を
- 目・ホームレスへの対策を

**市政懇談会・市民目安箱
分野別意見件数集計表**

分野	市政懇談会	市民目安箱	計
1 教育・文化	38	80	118
2 健康・医療	18	40	58
3 福祉	40	58	98
4 道路・交通	32	173	205
5 環境・衛生	43	88	131
6 公園	8	42	50
7 土地・住宅	9	25	34
8 施設運営	9	99	108
9 市職員	0	72	72
10 災害	2	9	11
11 税金	7	6	13
12 都市計画	10	21	31
13 観光	7	23	30
14 議会・選挙	1	6	7
15 その他	82	216	298
合計	306	958	1,264

* 1つの意見が複数の分野にまたがることがあるため、本文中の意見件数とは一致しません。

●道路・交通

- 懇・川越シャトルの増便を
- 懇・通学用の歩道整備を
- 目・死亡事故が起きた交差点の安全対策について
- 目・オートバイ専用駐車場の設置を

●環境・衛生

- 懇・タバコ等のポイ捨て禁止の条例化を
- 目・家庭ごみの戸別収集の実施を
- 目・公共施設のアスベスト対策について

●公園

- 懇・ドッグランの設置を
- 目・公園の砂場にさくを設置を
- 目・ボール遊びができる公園づくりを

●土地・住宅

- 目・住宅の新築・改築への支援を

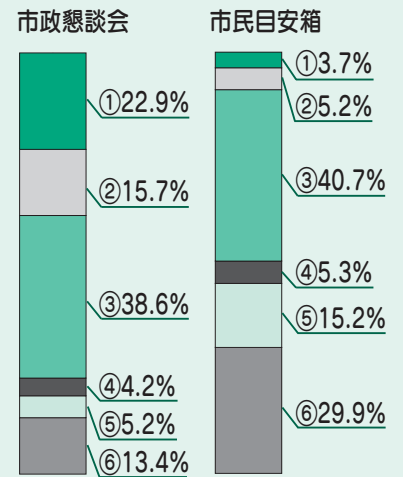
●施設運営

- 懇・公民館の建設について
- 目・公共施設に授乳室の設置を
- 目・公共施設の予約方法の改善を

●その他

- 懇・優良工事の表彰について
- 懇・企業誘致の促進を
- 目・職員数の削減について
- 目・本川越駅の西口開設を
- 目・蔵造りの通りで歩行者天国の実施を

市政懇談会・市民目安箱意見検討結果



- ①=すでに実施・解決・改善している
- ②=今後、実施・解決・改善の予定
- ③=実施・解決・改善に向け、調査・検討・努力する。またはしている
- ④=他の機関へ要望・連絡する。またはしている
- ⑤=実施・解決・改善が不可能・困難・不要なため、現状どおり
- ⑥=その他

目・市役所の土曜開庁を

目・若年者の就労に支援を

提案は活かされています

市政懇談会・市民目安箱に寄せられた意見・提案で実施したものは次のとおりです。

■国民健康保険証の個人別カード化
を=被保険者の利便性の向上を図るため、平成17年10月から1人1枚の個人カードに変更

■廃止された交番を活用して防犯拠点の整備
を=廃止された2つの交番を、地域自主防犯ステーションとして10月に開設する予定

■夕方の音楽放送の放送時間繰り上げ
を=4月～8月の放送時間を、午後6時から午後5時に変更

皆さんの提案をお待ちしています

市では、開かれた市政・対話の市政を進めるために、今後も市政懇談会・市民目安箱などの広聴活動を続けていきます。

また、市ホームページ「市政への提案」、市政への提案ファクス（FAX222-5454）もご利用ください。

市民の皆さんから寄せられたご意見・ご要望を、市政に反映するように努めます。皆さんからの提案をお待ちしています。

市長通信

第3号



ご存じですか？ 借りたお金の利息について

市議会6月定例会の最終日に、埼玉弁護士会から提出された請願が議会で採択されました。

これは、出資法（略）の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げることなどを求める内容で、経済的弱者の保護がその理由です。

市民の皆さんは、相手が誰でも、お金の貸借についての利息が法律で、どう規定されているかご存じでしょうか？ あまり貸し借りに縁がない方でも参考にしてください。

日本では、貸金の利息について基本となるのは、利息制限法という法律です。内容は10万円未満では年20%、10万円以上100万円未満では年18%、100万円以上では年15%が上限となっています。これ以上の利息を決めても無効ですので、上限以上の利息は払わなくていいのです。

ところが、利息制限法のほかに出資法と貸金業規制法（略）という法律があります。出資法では、年29.2%を超えると処罰されることになっているため、年29.2%を超えない範囲で、規定を超えた利息を取っている例が多く見られます。また、貸金業規制法で利息制限法を超える利息を任意で払った場合は有効とする、みなし弁済規定があるため、利息制限法より高い利息を取っている場合が多いのです。

裁判所は、これらの超過利息について、きわめて厳格に解して借りた側の利益に解釈して判決していますので、よけいに払う必要はなく、払ったら返金の請求をしてください。ただし、借りたお金はいずれ返さないとはいけませんので、慎重に考えて借りるべきです。

川越市長 舟橋功一

屋上緑化・壁面緑化補助金交付制度を10月から始めます

市では、近年深刻化している地球温暖化やヒートアイランド現象への対応策として、10月から市民や事業者の皆さんが市街化区域内の建築物に屋上緑化・壁面緑化を行う際に補助金を交付します。

補助対象

市街化区域内の建築物で、新たに屋上緑化・壁面緑化を行う場合。または、既存の屋上緑化・壁面緑化の全面改修を行う場合。

＊他の制度で同様の補助を受ける場合、屋上緑化などの資材の販売促進のために見本施設を設置する場合は対象外です。

補助の要件

屋上緑化…固定式の植栽基盤を整備し、3㎡以上緑化する

補助資材を設置する壁面緑化…補助資材の設置面積が3㎡以上である

屋上などから、つる性植物を下に垂らす壁面緑化…植栽基盤の延長距離が3m以上で、1m当たり3本以上植栽する

＊いずれも、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から、5年以上適正な維持・安全管理に努めてください。

補助の対象になる経費

植栽基盤・壁面緑化用補助資材・水やり用の設備・排水設備、植栽などの整備および資材の運搬に要した経費。

補助金額

屋上緑化…1㎡当たり20,000円（上限400,000円）

補助資材を設置する壁面緑化…1㎡当たり5,000円（上限100,000円）

屋上などから、つる性植物を下に垂らす壁面緑化…1m当たり10,000円（上限200,000円）

＊補助金の額は補助対象経費の半額または、補助金単価額に緑化面積または植栽延長距離を乗じて得た額のいずれか少ない額になります。

申請方法

事前に環境政策課と相談のうえ、着工の20日以上前に申請書を提出。

＊10月2日(月)から申請を受け付けます。それより前に相談をお受けします。

問い合わせ…環境政策課みどりの係・TEL内線2615